

亀山市告示第155号

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和4年亀山市告示第141号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第1条 この告示は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（<u>令和4年6月13日付け子発0613第2号厚生労働省子ども家庭局長通知</u>）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、新型コロナウイルス</p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 この告示は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（<u>令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知</u>）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、新型コロナウイルス</p>

ス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を支援するために実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業（以下「特別給付金支給事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第3条 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「特別給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、特別給付金の対象児童（特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下「対象児童」という。）を養育する者であって、次のいずれにも該当する者とする。

（1）養育要件として、次のいずれかに該当する者

[ア～エ 略]

オ 高校生等の養育者（アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、

ス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を支援するために実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業（以下「特別給付金支給事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第3条 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「特別給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、特別給付金の対象児童（特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下「対象児童」という。）を養育する者であって、次のいずれにも該当する者とする。

（1）養育要件として、次のいずれかに該当する者

[ア～エ 略]

オ その他対象児童の養育者（アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者で

日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。)

あつて、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。)

カ 政令で定める額以上の収入がある養育者（アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、令和4年3月31日において、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育する者であつて、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。）

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。